愛知医科大学病院長候補者選考基準

令和6年11月6日 学校法人愛知医科大学 理事長

現病院長の任期が令和7年3月31日に満了となることに伴い,次期病院長候補者の選考を行うため,医療法施行規則第7条の2の2及び愛知医科大学病院長任用規程第4条第3項の規定に基づき,病院長となることができる者の基準を公表します。

記

- 1. 愛知医科大学の臨床医学部門の教授(大学附属施設, 医学部附属施設及び研究所の臨床医学系教授を含む。)であること。
- 2. 医療安全管理業務の経験, 患者安全を第一に考える姿勢・指導力等の医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有すること。
- 3. 医療機関等における経営管理に関する識見並びに組織管理経験等を含んだ 組織管理能力等の愛知医科大学病院(以下「病院」という。) を管理運営す る上で必要な資質及び能力を有すること。
- 4. 病院が懸案とする当面の課題を解決する意欲及び能力を有すること。

病院が懸案とする当面の課題は、以下のとおりとする。

- (1) 医療の質の精度向上及び安全性の確度担保
- (2) 経営基盤強化につながる持続可能な病院経営の推進
- (3) 臨床医学研究・先端医療開発の促進
- (4) 有能な医療人の育成,確保及び活用
- (5) 地域医療連携の促進ならびにメディカルセンターとのシームレス連携 強化
- (6) 救急医療体制のさらなる充実
- (7) 働き方改革の安定的推進
- (8) リハビリテーション医療の画期的拡大・充実